

高島市中小企業者等物価高騰支援金Q & A

番号	質問内容	回答								
1. 対象事業者に関すること										
1-①	<p>・対象事業者は？</p> <p>・「中小企業者等」とは？</p>	<p>・7月1日現在、高島市内で事業を行っており、従業員を1人以上雇用している中小企業者等が支給対象です。</p> <p>・この支援制度による「中小企業者等」とは、以下のいずれかを指します。</p> <p>①中小企業基本法第2条第1項に該当する会社（株式会社、合同会社、合資会社、有限会社のほか士業法人）または個人事業主</p> <p>②収益事業を行っている一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、特定非営利活動法人</p> <div style="text-align: center;"> <p>【参考】「中小企業基本法」における中小企業</p> <table border="1" data-bbox="1209 780 1948 1020"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 780 1461 839">製造業、建設業、運輸業 その他の業種(下記を除く)</td> <td data-bbox="1461 780 1948 839">資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 839 1461 899">卸売業</td> <td data-bbox="1461 839 1948 899">資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 899 1461 958">小売業</td> <td data-bbox="1461 899 1948 958">資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 958 1461 1018">サービス業</td> <td data-bbox="1461 958 1948 1018">資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>・資本金要件、従業員要件のいずれかを満たせば支援金の対象となります。</p> <p>・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人についてもこの条件に準拠します。</p>	製造業、建設業、運輸業 その他の業種(下記を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
製造業、建設業、運輸業 その他の業種(下記を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人									
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人									
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人									
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人									
1-②	<p>一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、（認定）特定非営利活動法人については、収益事業を行っており、従業員を雇用している法人に限り対象となりますが、何をもって収益事業を行っているかと判断しますか？</p>	<p>法人税の申告の有無で判断します。</p> <p>※添付書類の「法人税申告書」「法人事業概況説明書」が提出できること（収益事業を行っていない法人は、法人税の申告がありません）。</p>								
1-③	<p>対象外の法人はありますか？</p>	<p>①中小企業基本法第2条第1項各号に該当しない大企業</p> <p>②医療法人、学校法人、社会福祉法人、組合等</p> <p>③協議会、区・自治会等の任意団体等</p> <p>④従業員を1人も雇用していない法人や個人事業主（1人親方）</p>								
1-④	<p>なぜ、代表1人のみの個人事業主が対象ではないのか。</p>	<p>今回の支援金は、厳しい経済状況のなかでも、特に雇用の維持に努めていただいている事業所を支援することで、雇用の安定化を図ることを目的としています。以上から、雇用する従業員のいない事業所については、本支援金の対象外となります。</p>								

高島市中小企業者等物価高騰支援金Q & A

番号	質問内容	回答
2. 従業員に関すること（支援金の算定）		
2-①	「従業員」とは？	以下のいずれにも該当する方です。 ①高島市内の事業所に恒常的に勤務する方 →支援金算定の従業員は全社の従業員数でないことに留意 →勤務地が複数ある場合、当該従業員の主な勤務地が市内であること（事業者判断） ②事業主または法人（申請者）が雇用し、雇用保険に加入している方を指します。 ※雇用保険に加入していない日雇い労働者、事業専従者や役員等はこの支援金制度においては「従業員」に該当しません。
2-②	なぜ、雇用保険に入っていないといけないのか？	本制度の目的が「雇用の安定化を図る」ものであることから、恒常的な雇用を確認するものとして雇用保険加入を要件としています。
2-③	会社役員でも、雇用保険に加入していれば支援金の対象となる従業員に該当しますか？	役員であっても、雇用保険に加入していれば従業員に該当します（通常、役員は雇用保険に加入できないため、加入時にハローワーク等で一定の要件確認が必要です）。ただし、代表取締役社長は雇用主になるため、雇用保険に加入していても対象の従業員には該当しません。
2-④	別世帯にいる子を従業員として雇用している場合、支援金の対象となる「従業員」に該当しますか？	専従者給与の対象として経費計上しておらず、「2-①」に該当すれば従業員に該当します。
3. 申請手続きに関すること		
3-①	事業主本人以外の家族や、法人の社員、税理士等による代理申請は可能ですか？	必要な書類（印鑑、通帳も含む）をご持参いただければ、代理人でも申請は可能です。申請に関する委任状は必要ありません、
3-②	申請書に押印する印鑑は、銀行の届出印でなくてもよいのか？	認印で差し支えありません。
3-③	申請者以外の口座に支援金を振り込むことは可能ですか？	申請者以外の名義の口座に振り込むことはできません。
3-④	高島市内に支店があり、市外に本店がある場合も対象になりますか？ 対象になる場合、申請は誰の名前で行えばよいのでしょうか？	対象になります。申請者は法人名もしくは、事業主名になります。 なお、支援金算定にかかる「従業員」は、高島市内の事業所に勤務する従業員のみであることにご留意ください。
3-⑤	高島市内に事業所が複数ある場合、支援金は複数回もらえますか？ （申請は、事業所単位でしょうか？）	支援金の支給は1法人（事業所）あたり1回限りです。労働者名簿には市内の全ての事業所の従業員数を記入の上、代表者名でまとめて申請をお願いします。
4. 申請書に関すること		
4-①	申請書について、自筆による署名でなく、ゴム印やワードで打ち出されたもので代用は可能ですか？	可能です。押印が必要な箇所がありますので、ご注意ください。
4-②	申請書裏面の同意事項について、1つでも同意できなければ支援金は支給されませんか？	全ての事項について同意が必要です。
4-③	受給していると対象外になる補助金について教えてください。	①高島市農業用燃油等高騰対策緊急支援事業補助金・・・農業従事者が対象 ②高島市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金・・・農業従事者が対象 ③高島市医療機関物価高騰対策支援金・・・病院、診療所が対象 ④高島市介護サービス事業所等および障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金・・・介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所が対象 ⑤高島市認定こども園等原油価格・物価高騰対策支援金・・・認定こども園、特定地域型保育所、幼稚園、放課後児童クラブ事業所が対象

高島市中小企業者等物価高騰支援金Q & A

番号	質問内容	回答
5. 添付書類に関すること		
5-①	全国展開している事業所の場合、雇用保険被保険者台帳の写しの枚数が膨大になると思われますが、全て提出が必要ですか？	対象の従業員が記載されているページのみの提出で差し支えありません。
5-③	労働者名簿は任意の様式でも構わないか？	従業員の住所、氏名、雇用形態、雇入年月日、記入内容に相違ない旨の記載に署名、押印があれば任意の様式でも可とします。
5-④	申請書や労働者名簿の申請者欄について、自筆による署名でなく、ゴム印やワードで打ち出されたもので代用は可能ですか。	可能です。
5-⑤	従業員が11人以上の場合の「事業所別被保険者台帳の写し」は、どうやったら取得できますか。	ハローワーク高島で「雇用保険適用事業所情報提供請求書」により申請いただくことで、申請日時点のものについて交付請求いただけます。 ※申請日時点のものになりますので、従業員に退職等がある場合は取り消し線等を引くなどしてください。
6. 支援金の振込に関すること		
6-①	支援金はいつ頃振り込まれますか。	書類に不備がなければ、申請書受領後、3～4週間後に指定された口座に振込をさせていただきます。
6-②	支援金の振込について、通知はいつ頃きますか。	支援金の振込について、別途通知等の文書は送付しません。